

ウルグアイ向け輸出食肉の取扱要綱

1 目的

この要綱は、ウルグアイ向け輸出食肉について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 5 条に基づく衛生証明書の発行、第 16 条に基づく適合施設の認定、第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 ウルグアイ向け輸出食肉の要件

(1) 食肉衛生関係

- ア 牛の骨付き若しくは骨なしの骨格筋又は横隔膜であり、牛の頭部、足部（四肢の手根関節又は足根関節遠位端以降の部位）、蹄、内臓を含まないこと。
- イ 厚生労働省によって認定されたと畜場及び食肉処理場（本要綱において「と畜場等」という。また、食肉処理場とは食肉を分割し、又は細切する施設をいう。）でとさつ、解体、分割及び細切（以下「とさつ等」という。）が行われたものであること。
- ウ と畜検査に合格した健康な動物に由来し、人の食用に適していると判断されたものであること。
- エ ウルグアイ向け牛肉等の梱包に用いる包装及び/又はカートンボックス等の容器は、清潔で衛生的なものであること。

(2) 動物用医薬品及び飼料関係

ウルグアイ向け輸出食肉の由来となる牛には、成長促進目的で、ホルモン、エストロゲン、抗甲状腺薬、タンパク同化又は成長促進効果を持つ以下の物質が使用されていないこと。

- ア 抗甲状腺薬のうち、チオウラシル、メチルチオウラシル、プロピルチオウラシル、フェニル（チオ）ウラシル、チアマゾール（タパゾール）。
- イ β -作動薬のうち、クレンブテロール、サルブタモール、ジルパテロール、ラクトパミン、マブテロール、シンブテロール、テルブタリン、ブロムブテロール、クレンペンテロール、ツロブテロール、マペンテロール。
- ウ スチルベン類のうち、DES、ヘキサエストロール、ジエネストロール、ジエチルベストロール。
- エ 大環状ラク톤のうち、ゼラノール。
- オ アンドロゲンのうち、trenbolone、nortestosterone、boldenone、methyltestosterone。

(3) 家畜衛生関係

- ア 日本が牛海綿状脳症の無視できるリスク国として国際獣疫事務局（本要綱に

において「O I E」という。)に認定されていること。

イ 日本が口蹄疫の清浄国としてO I Eに認定されていること。

ウ 日本で出生し、飼養され、及びとさつされた牛由来の製品であること。

エ ウルグアイ向け輸出食肉は、ウルグアイ向けの船積みまでの間、家畜の伝染性疾病の病原体に汚染される恐れのない方法で取り扱われること。

3 認定の要件

ウルグアイ向け輸出食肉を取り扱うと畜場等は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」(本要綱において「対米認定要綱」という。)又は「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」(本要綱において「対E U等認定要綱」という。)に基づき認定されていると畜場等であること。
- (2) 6に基づく、不正防止対策が実施されていること。

4 と畜場等の認定等の手続

- (1) と畜場等の設置者の申請手続

ウルグアイ向け輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとする畜場等の設置者(本要綱において「設置者」という。)は、と畜場にあつては別紙様式1により、食肉処理場にあつては別紙様式2により当該と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長及び都道府県知事又は保健所を設置する市の市長(本要綱において「都道府県知事等」という。)を経由して厚生労働省宛て関係資料を添付し、必要な手数料とともに申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該と畜場等のある地域を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課(本要綱において「地方厚生局」という。)宛て提出する。

- (2) 都道府県等の提出手続

設置者から申請書を受け付けた都道府県知事等は、別紙様式3により厚生労働省宛て提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局宛て提出する。

- (3) と畜場等の認定

厚生労働省は、当該と畜場等をウルグアイに食肉を輸出可能なと畜場等(本要綱において「認定と畜場等」という。)と認定し、認定番号を付し、都道府県知事等を通じ設置者にその旨通知するとともに、ウルグアイ農牧水産省畜産総局(本要綱において「D G S G」という。)宛て通知する。

- (4) 認定施設の定期的な確認

対米認定要綱又は対E U等認定要綱に基づく定期的な確認が行われていること。

5 衛生証明書等の発行

- (1) 食肉衛生検査所への検査申請

認定と畜場等において、食肉をウルグアイに輸出するために牛をとさつ、解体、分割又は細切しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)

第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書をあらかじめ管轄する食肉衛生検査所に提出する。

(2) 輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発行等

ア 食肉衛生検査所は、検査に合格した食肉であって、別紙様式5-1による食肉衛生証明書発行申請書が提出された場合、当該食肉の輸出時に別紙様式5-2による食肉衛生証明書を別添2「食肉衛生証明書発行に係る留意事項について」に従って作成し、発行すること。なお、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システム（本要綱において「輸出証明書発給システム」という。）又は電子メールにより申請を行う場合であっても、別添1「輸出証明書発給システム又は電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続」によることとする。

イ 食肉衛生証明書の「Identification number of cattle」の記載事項が複数あり、当該記載欄に収まらない場合には、「Identification number of cattle」に「See Annex」と記載し、別紙様式5-3に当該記載事項を記載して食肉衛生証明書に添付し、発行して差し支えないこと。

ウ 検査に合格した食肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し、保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書の該当欄に「×××」と記載の上、証明書の仮発行であることを明記して仮発行し、申請者からこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を改めて発行すること。

エ 食肉衛生検査所は、食肉衛生証明書の原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所に保管する。

(3) 農林水産省動物検疫所への輸出検査申請

ウルグアイへ食肉を輸出しようとする者は、前記2に示す要件を理解した上で、農林水産省動物検疫所に対し、以下の書面を提出すること。

ア 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。）第52条第1項に規定する輸出検査申請書

イ (1)に基づく食肉衛生証明書の写し（食肉衛生証明書の発行申請中である場合は、発行を申請した書面又は電子メールの写し）

輸出証明書発給システムにより食肉衛生証明書の申請を行っている場合は、食肉衛生証明書の証明日及び証明書番号（食肉衛生証明書の発行申請中である場合は、申請年月日及び申請番号）

(4) 食肉衛生証明書の原本の提出

(3)により輸出検査の申請を行った者（本要綱において「申請者」という。）が、(2)に基づく食肉衛生証明書の原本の交付を受けた場合は、農林水産省動物検疫所に対し、当該原本を提出すること。

(5) 輸出検疫証明書の交付

ア 農林水産省動物検疫所は、(3)及び(4)に基づく提出書類等から得られた情報により、別添3の輸出条件を満たしておりウルグアイ向けに輸出可能なものであ

ることが確認できた食肉について、申請者に対し、輸出検疫証明書（別紙様式6）を交付するとともに、原本の写しを保管すること。

イ 申請者は、交付された輸出検疫証明書の原本を当該食肉に添付して輸出すること。

（6） 食肉衛生証明書等の返納

申請者は、（2）により発行された食肉衛生証明書又は（5）により交付された輸出検疫証明書に係る食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに食肉衛生証明書又は輸出検疫証明書をそれぞれの交付機関に返納するものとする。

6 不正の防止基準

（1） 検印及び封印シール

ア 食肉衛生検査所は、検査に合格した枝肉等に押印する検印及び容器包装の封印シールについては、対米認定要綱別添4第1の1（1）に基づく承認を受けたものを使用すること。

イ 食肉衛生検査所は、検印及び封印シールの保管・管理については、対米認定要綱別添4第1の2（（1）及び（2）のうち、保管台帳の写しの厚生労働省への届出に係る部分並びに（3）を除く。）に準じた管理をすること。

（2） 輸送コンテナ等の封印

ウルグアイ向け輸出食肉が第三国を経由して輸出される場合、ウルグアイに食肉を輸出しようとする者は、次の方法により封印を行うこと。

ア ウルグアイ向け輸出食肉が入った容器包装を梱包可能な形にまとめて、他の荷物と区別し、輸送時に破損しない方法を用いて清潔で衛生的な輸送容器（ラップによる包装を含む。）で梱包すること。

イ その上で、農林水産省動物検疫所等は当該輸送容器に、固有の番号を記載し、開封時には破損される封印を施すこと。

なお、ウルグアイ到着時のウルグアイ当局による輸入時検査において、輸出から当該検査までの間に、上記封印が破損され、開封されていると見なされた場合、輸入が認められないことがある。

7 製品の登録及び表示

ウルグアイに食肉を輸出しようとする者は、事前に製品情報をD G S Gに申請し、承認を受け、ウルグアイ向け輸出食肉の外包装及び内包装には、D G S Gにおいて承認された事項をスペイン語で表示すること。

(別添 1)

輸出証明書発給システム又は電子メールによる
食肉衛生証明書の発行申請手続

1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続

輸出証明書発給システムにより発行申請を行う場合、申請者は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づき、システム利用申請の手続を行うこと。

2 食肉衛生証明書の発行申請手続

申請者は、食肉を輸出しようとする都度、輸出証明書発給システム又は電子メールを利用して食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所宛てに提出すること。なお、輸出証明書発給システムにより申請を行う場合は、別紙様式 5-1 による衛生証明書発行申請書は不要とすること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別添 2)

食肉衛生証明書発行に係る留意事項について

食肉衛生検査所等は、下記の事項に留意し食肉衛生証明書を作成すること。

また、輸出証明書発給システムによる申請の場合には、当該システムにより下記 2、3 の事項は自動的に処理され証明書が作成される。

- 1 食肉衛生証明書には検査員の署名と重ならないように公印を押印すること。また、当該証明書が複数枚にわたる場合には、当該証明書の全てのページに公印を押印し、署名を付すこと。
- 2 食肉衛生証明書の全てのページ下部中央にページ番号を、右上部に様式内の証明書番号記載欄とは別に証明書番号を付し、当該証明書が複数枚にわたっても一連の証明書であることが明確となるようにすること。なお、ページ番号の記載方法は、例えば当該証明書が 3 枚組で当該ページが 1 ページ目の時は 1 / 3 と記載すること。
- 3 すでに発行した食肉衛生証明書であって、記載事項の誤り等により当該証明書を訂正し、新たに発行を行う場合、新しく発行される当該証明書の左上部に「Issued in lieu of certificate No. (訂正前の証明書の発行番号) dated (訂正前の証明書の発行日)」と記載すること。(例 Issued in lieu of certificate No.2200001 dated 31/1/2022)

(別添 3 輸出条件)

Requirements for meat derived from cattle to be exported to Uruguay from Japan

Requirements for meat derived from cattle to be exported to Uruguay from Japan are as follows.

(Definitions)

For the purpose of these requirements:

beef etc.

means meat (skeletal muscle and diaphragm) derived from cattle. Beef etc. does not include the head, feet (distal portion to the tarsal and carpal joints), hooves and viscera of cattle.

“the exported beef etc. to Uruguay”

means beef etc. to be exported to Uruguay from Japan

"occurrence"

means:

- a) detection of specific antigens, nucleic acid or antibodies that are not the consequence of vaccination of relevant diseases; or
 - b) isolation and identification of the pathogen of the relevant disease;
- as specified for individual diseases

“the approved export facility”

means the slaughterhouses and processing facilities which are approved by the Japanese food safety authority(MHLW) to export beef and meat products to Uruguay

"the food safety authority of Japan"

means Food Inspection and Safety Division, Health Safety and Environmental Health Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

"the animal health authority of Japan"

means the Animal Health Division, Food Safety and Consumer Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of the Japanese Government

"the animal health authority of Uruguay"

means the General Directorate of Livestock Services (DGSG), Ministry of Livestock, Agriculture and Fisheries (MGAP).

(General requirements)

1. Japan is recognised by the OIE as a country of negligible risk with respect to bovine spongiform

encephalopathy (BSE).

2. Japan is recognised by the OIE as free from foot and mouth disease (FMD).

(Requirements for cattle to be slaughtered for the exported beef etc. to Uruguay)

3. The product is derived from animals born, raised and slaughtered in Japan.

4. Animals have not been sacrificed as a result of programs for the eradication of FMD, contagious bovine pleuropneumonia, nor do they come from farms subject to quarantine control measures that imply risk of these diseases for their commercialization.

5 No substances with hormonal, estrogenic, thyrostatic, anabolic or growth-promoting effect indicated below have been used in the animals which the products are derived for growth-promoting purpose.

- Thyrostatic (Thiouracil, Methylthiouracil, Propylthiouracil, Phenyl(thio)uracils, Tapazole)
- beta-agonists (Clenbuterol, Salbutamol, Zilpaterol, Ractopamine, Mabuterol, Sinbuterol, Terbutaline, Brombuterol, Clenpenterol, Tulobuterol, Mapenterol)
- Stilbenes (DES, Hexestrol, Dienoestrol, Diethylbestrol)
- Macrocyclic lactones (Zeranol)
- Androgens (Trenbolone, Nortestosterone, Boldenone, Methyltestosterone)

6. Animals were slaughtered and found healthy, not presenting any signs of infectious disease at ante- and post-mortem inspection by the official veterinarian.

7. The cattle which the product derives are from a BSE negligible risk country.

(Requirements for the approved export facilities)

8. The approved export facilities must be located in Japan and have been authorized by food safety authorities of Japan. The food safety authorities of Japan must inform the animal health authorities of Uruguay the name, address and establishment number of the facilities in advance of the export to Uruguay from the said facilities.

9. The approved export facilities must be approved to export to the United States or European Union.

(Requirements for the products)

10. The beef etc. must be derived from cattle slaughtered, processed in the designated facilities.

11. The beef etc. are sound and fit for human consumption.

12. The beef etc. are included in the framework of a program of residues control and food hygiene considering as equivalent between both countries.
13. The exported beef etc. to Uruguay must be handled in a manner preventing exposure to any causative agents of infectious animal diseases until shipment to Uruguay. Clean and sanitary wrappings and/or containers such as cardboard boxes must be used to pack the exported beef etc. to Uruguay.

(Others)

14. If any of the exported beef etc. to Uruguay is transported through the third countries, the exported beef etc. to Uruguay must be placed in an enclosed container. The animal health authority of Japan must seal the container with an official seal that can be readily identified. In case the said seal is found to be damaged at the time of inspection after arrival in Uruguay, the exported beef etc. to Uruguay in question may not be released into Uruguay.
15. The animal health authority of Japan must maintain the current animal health system, the system for individual identification and traceability in cattle, measures to prevent introduction, control spread, and detect FMD and BSE. Especially for FMD, the animal health authority of Japan will maintain the current system for border control, surveillance and diagnosis, and domestic control measures. In case that the animal health authority of Japan intends to amend or abolish the regulations or measures on FMD or BSE, the animal health authority of Japan must notify the Uruguayan animal health authority of the fact in advance.
16. If the animal health authority of Japan or the Uruguayan animal health authority confirms an FMD occurrence in neighbouring countries of Japan or identify an increase of the risk of FMD occurrence in Japan, the animal health authority of Japan must provide relevant information on such incidence and information on measures already conducted or to be conducted, to the Uruguayan animal health upon their request.
17. In case that the animal health authority of Japan plans to amend control measures against FMD, they must provide the Uruguayan animal health authority with the relevant information.
18. Based on the information provided under Paragraphs 15 to 17, the Uruguayan animal health authority may take necessary measures such as temporary suspension of the importation of the exported beef etc. to Uruguay or revision of the animal health requirements.
19. If an occurrence of FMD or BSE is confirmed in Japan, the animal health authority of Japan must immediately inform the Uruguayan animal health authority and suspend issuing inspection certificate of the exported beef etc. to Uruguay. The animal health authority of Japan must provide detailed information of the occurrence and measures taken. The Uruguayan

animal health authority immediately bans the importation of meat etc. from Japan. Any of the exported beef etc. to Uruguay which are then en route to Uruguay must be rejected except for meat etc. which was demonstrated to have no epidemiological links to the occurrence.

20. The Uruguayan animal health authority may conduct on-site visit in order to evaluate FMD free status of Japan.

21. The animal health authority of Japan must inform Uruguayan animal health authority of occurrence of animal infectious diseases without delay when immediate notification has been made to OIE pursuant to the provisions of the Terrestrial Animal Health Code of OIE. The animal health authority of Japan must provide reports concerning occurrence of animal diseases upon request from the Uruguayan animal health authority.

(Issue of inspection certificate)

22. The animal health authority and the food safety authority of Japan must be responsible for issuing an inspection certificate for the exported beef etc. to Uruguay, certifying the following items in detail in English:

- (1) Each requirement of items 1 to 7 and 10 to 13
- (2) Prefecture of origin
- (3) Name, address and approval number of the approved export facilities
- (4) Dates of slaughter, cutting, processing and packaging
- (5) Date, authority' name and place of issue of the inspection certificate, and name and title of signatory
- (6) Identification number of the official seal sealing up the container etc. (in case the transporting container etc. is sealed up with a seal in accordance with item 14.

(別添 3 仮訳)

日本からウルグアイ向けに輸出される牛肉に係る条件

日本からウルグアイ向けに輸出される牛肉に係る要件は以下のとおり。

(定義)

本条件の適用において、以下のとおり定義する。

「牛肉等」

牛の肉（骨格筋及び横隔膜）を指す。牛の頭部、足部（四肢の手根関節又は足根関節遠位端以降の部位）、蹄及び内臓は含まれない。

「ウルグアイ向け牛肉等」

日本からウルグアイ向けに輸出される牛肉等

「発生」

- a) 該当疾病の特異抗原、核酸若しくは感染抗体（ワクチン接種によるものではない）の検出、又は、
- b) 該当疾病の病原体の分離及び同定

「認定輸出施設」

日本国食品衛生当局によりウルグアイ向け牛肉等輸出施設として認定されたと畜場及び加工施設

「日本国食品衛生当局」

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

「日本国家畜衛生当局」

農林水産省消費・安全局動物衛生課

「ウルグアイ家畜衛生当局」

ウルグアイ農牧水産省（MGAP）畜産総局（DGSG）

(一般条件)

1. 日本が牛海綿状脳症（BSE）の無視できるリスク国としてOIEに認定されていること。
2. 日本が口蹄疫（FMD）の清浄国としてOIEに認定されていること。

(ウルグアイ向け牛肉等としてとさつされる牛の条件)

3. 日本で出生し、飼養され、とさつされた動物由来の製品であること。

4. (製品の由来となる) 動物は、FMD及び牛肺疫の撲滅プログラムの結果殺処分されたものではなく、また、商品化に向けて、これらの疾病のリスクを暗示させる隔離措置を課されている農場由来ではないこと。

5. 製品の由来となる動物には、成長促進目的で、ホルモン、エストロゲン、抗甲状腺薬、タンパク同化または成長促進効果を持つ以下の物質が使用されていないこと。

抗甲状腺薬 (チオウラシル、メチルチオウラシル、プロピルチオウラシル、フェニル (チオ)ウラシル、チアマゾール (タパゾール))、 β -作動薬 (クレンブテロール、サルブタモール、ジルパテロール、ラクトパミン、マブテロール、シンブテロール、テルブタリン、ブロムブテロール、クレンペンテロール、ツロブテロール、マペンテロール)、スチルベン類 (DES、ヘキサエストロール、ジエネストロール、ジエチルベストロール)、大環状ラクトン (ゼラノール)、アンドロゲン (トレンボロン、ノルテストステロン、ボルデノン、メチルテストステロン)

6. (製品の由来となる) 動物は、とさつされ、日本の公的獣医官による生前及び生後検査で、伝染性疾病の兆候が認められず健康と判断されたこと。

7. 製品の由来となる牛は、BSEの無視できるリスク国由来であること。

(認定輸出施設の条件)

8. 認定輸出施設は、日本国内に所在しており、日本国食品衛生当局により認定を受けていること。日本国食品衛生当局は、当該施設からウルグアイ向け輸出開始に先立ち、ウルグアイ家畜衛生当局に認定輸出施設の名称、所在地及び施設番号を通知しなければならない。

9. 認定輸出施設は、対米認定要綱又は対EU等認定要綱に基づく牛肉輸出施設として認定を受けていること。

(製品の条件)

10. ウルグアイ向け牛肉等は、認定施設でと畜及び加工された牛由来であること。

11. ウルグアイ向け牛肉等は、人の食用に適しており、正当なものであること。

12. ウルグアイ向け牛肉等は、双方の国で同等と見なされている残留物質コントロール及び食品衛生のプログラムの枠組に含まれている。

13. ウルグアイ向け牛肉等は、ウルグアイ向けの船積みまでの間、家畜の伝染性疾病の病原体に汚染される恐れのない方法で取り扱われること。ウルグアイ向け牛肉等の梱包に用いる包装及び/又はカートンボックス等の容器は、清潔で衛生的なものであること。

(その他の条件)

14. ウルグアイ向け牛肉等が第3国を経由して輸送される場合は、封印された密閉式コンテナに収容され、かつ、当該コンテナは、日本国家畜衛生当局により封印されること。なお、封印様式については、輸出国以外の封印と明確に識別できるものであること。また、ウルグアイ到着時の検査において、当該封印の破損又は脱落等がある場合には、当該ウルグアイ向け牛肉等のウルグアイへの持ち込みを認めないことがある。
15. 日本国家畜衛生当局は、現行の家畜衛生体制、牛の個体識別・トレーサビリティ体制、FMD及びBSEの侵入防止並びにまん延防止及び摘発のための措置を継続すること。特にFMDについては、国境検疫体制、サーベイランス体制・診断体制、国内防疫体制を維持すること。日本国家畜衛生当局がFMD又はBSEに関する規則・措置の改廃を行う場合、日本国家畜衛生当局は事前にウルグアイ家畜衛生当局に通報すること。
16. 日本国家畜衛生当局又はウルグアイ家畜衛生当局が、日本周辺国におけるFMDの発生等、日本におけるFMDの発生リスクが高まっていると認める場合には、日本国家畜衛生当局はウルグアイ家畜衛生当局の求めに応じウルグアイ家畜衛生当局に対し、当該情報及び講じた又は講じる措置についての情報を提供すること。
17. 日本におけるFMDの防疫措置の変更が計画されている場合には、日本国家畜衛生当局はウルグアイ家畜衛生当局に対し、当該情報を提供すること。
18. 上記15から17までに基づき提供された情報を踏まえ、ウルグアイ家畜衛生当局は、ウルグアイ輸出牛肉の一時輸入停止や家畜衛生に係る条件の見直し等の必要な措置を講じることができること。
19. 日本において、FMD又はBSEの発生があった場合、日本国家畜衛生当局は直ちにウルグアイ家畜衛生当局に通知するとともにウルグアイ向け牛肉等への輸出証明書の発行を停止すること。また、発生の詳細と講じた措置に関する情報提供を行うこと。
ウルグアイ家畜衛生当局は、発生後、ただちに日本を対象とした牛肉等の輸入停止措置をとる。輸送途中のウルグアイ向け牛肉等については、当該疾病の発生と疫学的な因果関係が明確に否定されるもの以外は、ウルグアイへの持ち込みを認めないものとする。
20. ウルグアイ家畜衛生当局は日本のFMD清浄性の評価のため、現地調査を実施することができる。
21. 日本国家畜衛生当局はOIEに対し、OIE国際動物衛生規約の規定に従い緊急通報を行った際は、家畜伝染病の発生について遅滞なくウルグアイ家畜衛生当局に通報しなければならない。日本国家畜衛生当局は、ウルグアイ家畜衛生当局の求めに応じ、家畜伝染病の発生に関する報告を行わなければならない。

(検査証明書の発行)

22. ウルグアイ向け牛肉等の輸出に当たって、日本国家畜衛生当局及び食品衛生当局は、次の各事項を具体的に記載した英文による検査証明書を発行すること。

(1) 上記 1 ～ 7、10～13

(2) 原産地 (県)

(3) 認定輸出施設の名称、所在地及び認定番号

(4) とさつ年月日、加工年月日及び梱包年月日

(5) 検査証明書の発行年月日、発行機関の名称及び発行場所並びに署名者氏名及びタイトル

(6) コンテナ等を封印した封印の番号 (前記 14 の規定に基づく封印によりコンテナ等が封印されている場合。)